

告 示

埼玉県告示第千二百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

リブレ川口二番街

埼玉県川口市川口三丁目三百九十番

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社コモディイダ 代表取締役 松澤志一

東京都北区滝野川七丁目二十七番十四号

岩田食品株式会社 代表取締役 岩田功

愛知県一宮市萩原町松山五百六十六番地八号

株式会社セリア 代表取締役 河合宏光

岐阜県大垣市外濑二丁目三十八番地

有限会社ウエル・ワン 代表取締役 福田博文

埼玉県川口市榛松三百一

齋藤正恵

埼玉県川口市芝五丁目十八番七号

（変更後）株式会社コモディイダ 代表取締役 松澤志一

東京都北区滝野川七丁目二十三番一号

ハ 変更年月日

平成二十四年九月一日外

二 届出年月日

平成二十五年八月十三日

二 縦覧期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課